

5類感染症への移行後の鴻巣市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策について【概要版】

令和6年4月5日一部改訂（主な改訂部分は太字斜体） 鴻巣市教育委員会

対策の 大原則

児童生徒、教職員ともに体調不良時は、無理せず休養

こまめな手洗い・咳エチケット・適切な換気

正しい知識による行動 「差別をしない、許さない」

児童生徒、教職員ともに体調不良時は、無理せず休養

- 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対してマスクの着用を求めないことを基本とします。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。

※体調不良によるお休みは、基本的に欠席扱いとなります。

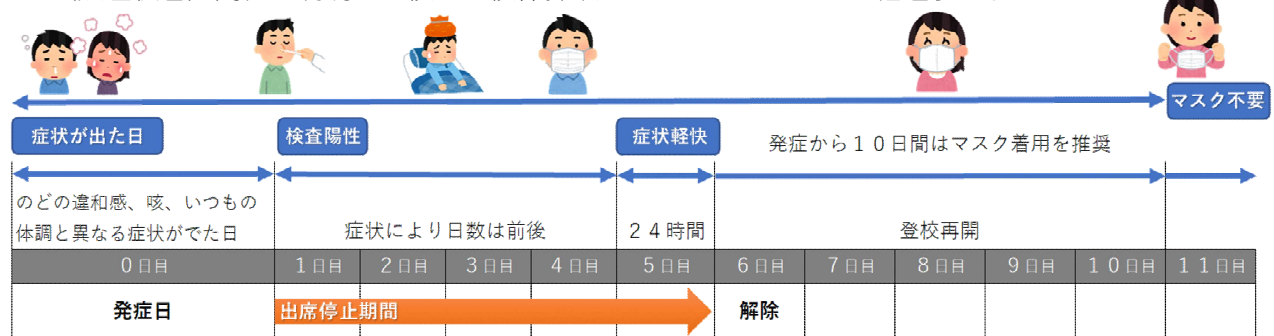
- 感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。

- ・マスク着用を促す・身体的距離を確保する・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える等

- 児童生徒の出席停止期間について

①児童生徒の陽性が判明した場合

- ・（有症状者）発症した日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・（無症状者）陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで



②児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合

- ・学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

- 濃厚接触者としての特定は行われず、同居家族が陽性となった場合等においても、直ちに出席停止の対象になることはありません。

- 授業日にワクチン接種を受ける場合は、原則「欠席扱い」となります。

こまめな手洗い・咳エチケット・適切な換気

- 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いをします。
- 咳エチケットを心掛けます。
- 気候上可能な限り、常時換気に努めるとともに、清掃により、清潔な空間を保ちます。

正しい知識による行動 「差別をしない、許さない」

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるように指導します。
- 心配事がある場合には、遠慮なく学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーやさわやか相談室等へ相談してください。学校においても、児童生徒の変化に留意して対応してまいります。
- マスク着用やワクチン接種等に起因する差別や偏見は決して許されないことを指導します。

保護者の皆様へ

- ご家庭でのお子様の体調管理の徹底等、感染症拡大防止へのご理解・ご協力をお願いします。
- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正しい生活習慣に努めてください。
- 帰宅時及び食事前など、石鹸によるこまめな手洗いを徹底してください。
- 「本人が、喘息である」「家族に基礎疾患をもっている人がいる」「学校で感染が広がらないか心配」など、感染に関わることで、登校に不安を感じている場合については、各学校の学級担任、学年主任、養護教諭や校長、教頭などにご相談ください。以下の窓口でも受け付けております。
 - ・鴻巣市教育委員会（学 校 支 援 課 048-544-1214）
 - （教育支援センター 048-569-3181）